

## 議 事 ( 1 )

### 第 1 回下水道料金等審議会での保留事項

#### 1 . 汚水の維持管理費が平成 1 7 年度と平成 1 8 年度で約 2 千万円違う理由

平成 1 7 年度の汚水維持管理費の当初予算額は、2 1 5 百万円余であり、処理場及びポンプ場の修繕料、委託料の入札残額等により、決算額は 1 8 8 百万円余となった。

当初予算額は、設計額を基にするため、初めから入札残額等を想定して予算を組むことはできない。

#### 《 当初予算と決算額の比較 》

( 単位 : 千円 )

	当初予算額 ( A )	決算額 ( B )	予算残額 ( A ) - ( B )
処理場等修繕料ほか	5 5 , 8 5 8	4 4 , 3 4 2	1 1 , 5 1 6
処理場等委託料	9 6 , 1 7 9	8 8 , 1 3 7	8 , 0 4 2
その他 ( 一般管理費等 )	6 3 , 4 4 5	5 5 , 7 9 6	7 , 6 4 9
計	2 1 5 , 4 8 2	1 8 8 , 2 7 5	2 7 , 2 0 7

#### 参 考

#### 《 平成 1 7 年度と平成 1 8 年度の当初予算の対比 》

( 単位 : 千円 )

	H18 当初予算額 ( A )	H17 当初予算額 ( B )	予算対比 ( A ) - ( B )
処理場等修繕料ほか	5 8 , 3 6 6	5 5 , 8 5 8	2 , 5 0 8
処理場等委託料	8 5 , 3 4 0	9 6 , 1 7 9	1 0 , 8 3 9
その他 ( 一般管理費等 )	6 4 , 2 3 3	6 3 , 4 4 5	7 8 8
計	2 0 7 , 9 3 9	2 1 5 , 4 8 2	7 , 5 4 3

## 2. 汚水の維持管理費が平成19年度から右肩上がりで増えていく理由

汚水の維持管理費に含まれるもの

処理場、管渠等の維持管理費

一般管理費（人件費、事務費等）

一時借入金利子

処理場、管渠等の維持管理費の増額要因

### （1）処理場（下水道センター）

平成2年4月より供用開始して以来、16年が経過しており、老朽化に伴う既存施設・設備の修繕を行っていく必要がある。また、下水道整備が人口集中地区に入ったことにより、普及率が向上し、下水道センターへの流入水量が増えるため、汚泥処分費、電気代等が年々増加する。

特に、平成19年度は処理場増設に伴い、下水道センターの主要機器の修繕を予定しているため、大幅な増額となっている。

### （2）管渠等（管渠、ポンプ場）

下水道の普及率の向上に伴い、マンホールポンプ場（4か所）と中継ポンプ場（1か所）への流入水量も増加するため、維持管理費が増加していく。また、老朽化に伴う修繕を、年次的に行っていく必要がある。

一般管理費（人件費、事務費等）

企業でいう総務費である。事務的経費は横ばい、人件費は3年ごとにベースアップ分を見込んでいる。

一時借入金利子

一会計年度において一時的に現金が不足した場合に借り入れるもので、民間企業の運転資金に近いもの。借入の最高額を予算に定める必要がある。

### 3. 汚水資本費の私費負担経費（基準外繰入）が年々増加する理由

下水道事業に係る繰出基準については、「地方公営企業繰出金についての一部改正について」（平成18年4月19日付、自治省財政局長通知）により定められている。

#### 基準内繰出金

・維持管理費の内、一般会計で負担すべきもの。例えば、雨水処理に係る部分の維持管理費。不明水の処理に要する経費や水洗便所改造等に係る事務経費。

・資本費（地方債の元利償還金）の内、一般会計で負担すべきもの。例えば、雨水処理に係る部分の償還金や下水道事業債（臨時財政特例債等）の償還に要する経費。

#### 基準外繰出金

・歳入不足補填目的のもの。（使用料不足補填分及び建設改良費等補填分）

#### 一般会計繰出基準（基準内繰出金）について（抜粋）

一般会計の繰出基準は18項目あるが、そのうち境港市で該当するもののみを抜粋。

##### 1. 雨水処理に要する経費

###### (1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費。

###### (2) 繰出基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額。

##### 2. 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

###### (1) 趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費。

###### (2) 繰出基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1の額。

### 3. 高資本費対策に要する経費

#### (1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため、資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費。

#### (2) 繰出基準

繰り出しの対象となる事業は、供用開始30年未満の下水道事業で、前々年度における当該事業の資本費及び使用料が次の要件を満たすもので、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業。

(資本費及び使用料の算出式は省略。)

### 4. 臨時財政特例債等の償還に要する経費

#### (1) 趣旨

臨時財政特例債等の元利償還金等について繰り出すための経費。

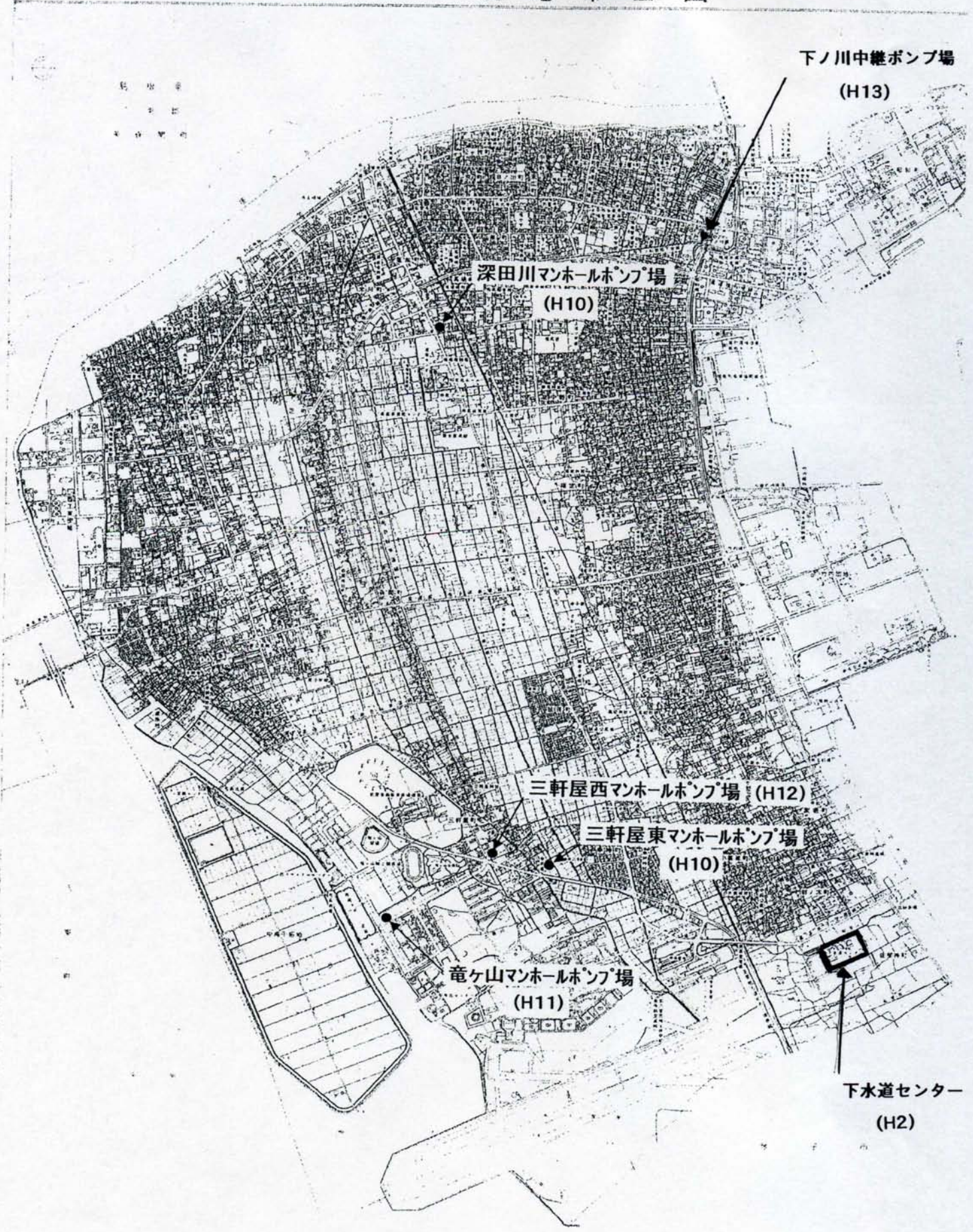
#### (2) 繰出基準

公営企業会計(下水道事業費特別会計)において発行した臨時財政特例債等の元利償還金に相当する額。

上記のように、基準内繰出金は算式が決まっているため、ある程度、繰出金の額が一定となってくる。よって、汚水資本費が増加していけば、それに伴い基準外繰出金(私費負担経費)が年々増大していく。



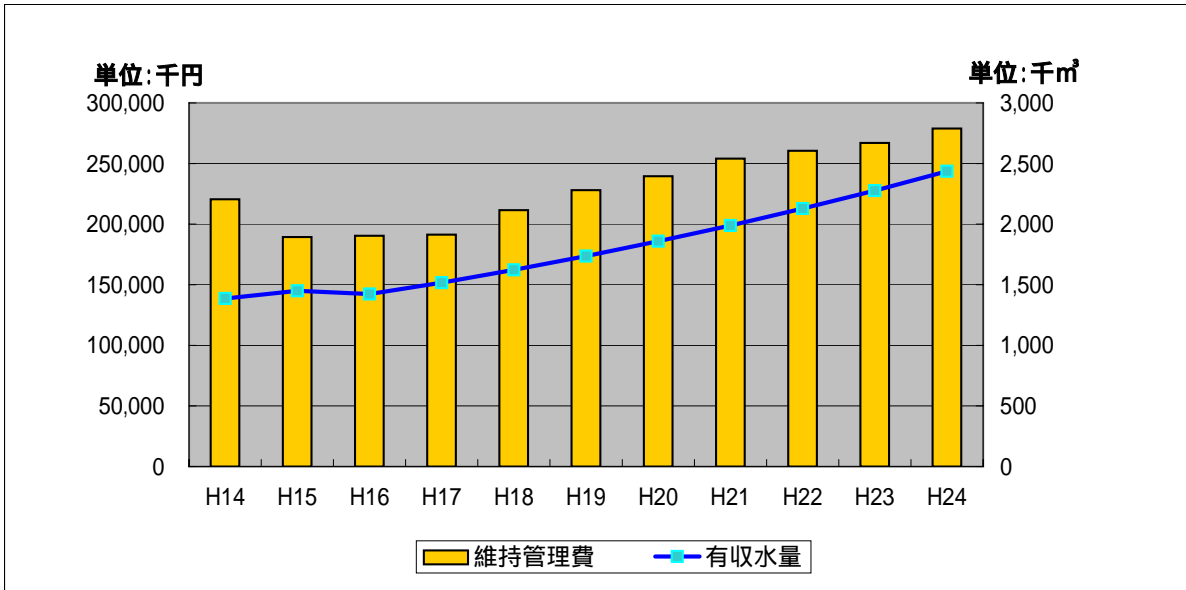
# 境港市全図





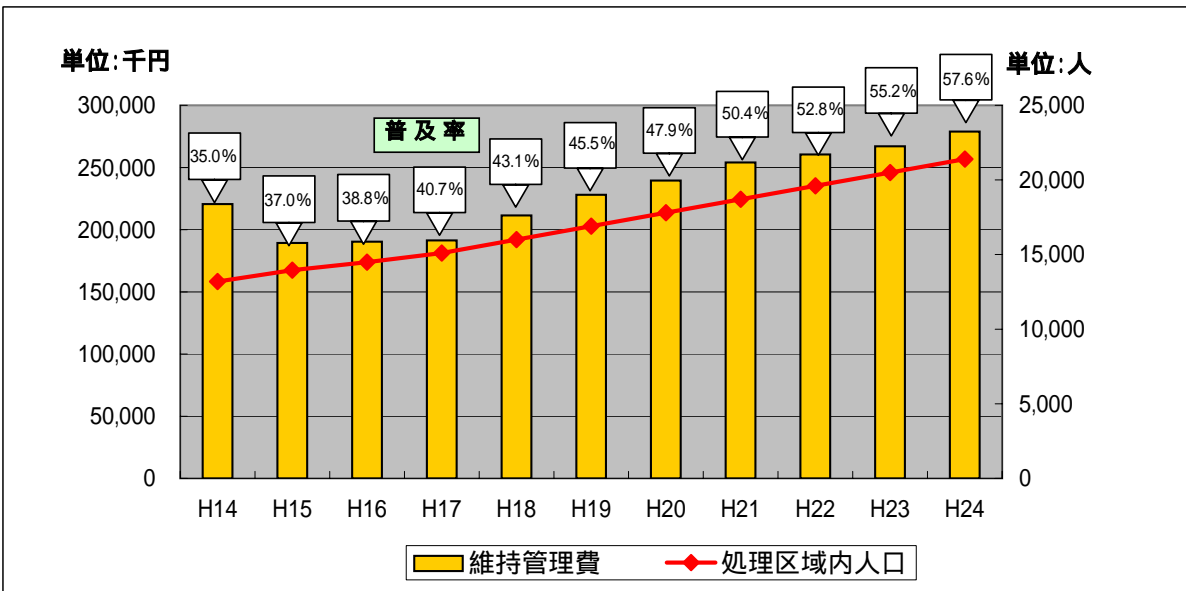
グラフ1

維持管理費と有収水量の推移



グラフ2

維持管理費と処理可能人口の推移



グラフ3

市債償還金の推移

